

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

号外

昭和二十八年三月十九日

○第十五回国会 参議院緊急集会會議録第二号

昭和二十八年三月十九日(木曜日)午前
十時四十五分開議

議事日程 第二号

昭和二十八年三月十九日

午前十時開議

第一 不正競争防止法の一部を改正する法律案(内閣提出)
(委員長報告)

○議長(佐藤尚武君) 諸般の報告は、朗読を省略いたします。

昨十八日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

- | | |
|--------|--------|
| 内閣委員 | 村尾 重雄君 |
| 人事委員 | 高田なほ子君 |
| 地方行政委員 | 吉川末次郎君 |
| 同 | 赤松 常子君 |
| 外務委員 | 曾祢 益君 |
| 文部委員 | 松平 勇雄君 |
| 同 | 梅津 錦一君 |
| 水産委員 | 木下 源吾君 |
| 通商産業委員 | 佐多 忠隆君 |
| 同 | 黒川 武雄君 |

- | | |
|--------|--------|
| 予算委員 | 杉原 荒太君 |
| 同 | 大矢半次郎君 |
| 同 | 矢嶋 三義君 |
| 同 | 羽生 三七君 |
| 同 | 成瀬 幡治君 |
| 決算委員 | 荒木正三郎君 |
| 議院運営委員 | 岡田 宗司君 |
| 懲罰委員 | 森崎 隆君 |
- 同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。
- | | |
|--------|--------|
| 内閣委員 | 吉川末次郎君 |
| 人事委員 | 梅津 錦一君 |
| 地方行政委員 | 村尾 重雄君 |
| 同 | 曾祢 益君 |
| 外務委員 | 赤松 常子君 |
| 文部委員 | 黒川 武雄君 |
| 同 | 高田なほ子君 |
| 水産委員 | 佐多 忠隆君 |
| 通商産業委員 | 松平 勇雄君 |
| 同 | 木下 源吾君 |
| 予算委員 | 森崎 隆君 |
| 同 | 藤原 道子君 |
| 同 | 栗栖 勉夫君 |

- | | |
|---|--------|
| 同 | 青山 正一君 |
| 同 | 荒木正三郎君 |
| 同 | 高田なほ子君 |
| 同 | 矢嶋 三義君 |
| 同 | 岡田 宗司君 |
- 同日期限等の定のある法律につき当該期限等を変更するための法律案特別委員会において当選した委員長は左の通りである。
- 委員長 河井 彌八君
- | | |
|----|--------|
| 理事 | 古池 信三君 |
| 同 | 中川 幸平君 |
| 同 | 小林 政夫君 |
| 同 | 山田 節男君 |
| 同 | 菊川 孝夫君 |
- 同日内閣から左の議案を提出した。よつて議長は即日これを予算委員会に付託した。
- 昭和二十八年度一般会計暫定予算

- 昭和二十八年年度特別会計暫定予算
昭和二十八年年度政府関係機関暫定予算
- 同日委員長から左の報告書を提出した。
- 不正競争防止法の一部を改正する法律案可決報告書
- 同日内閣総理大臣に左の者を参議院緊急集会政府委員に任命することを承認した旨回答した。
- | | |
|-------------|-------------|
| 内閣官房副長官 | 江口見登留君 |
| 法制局長官 | 佐藤 達夫君 |
| 法制局次長 | 林 修三君 |
| 法制局第一部長 | 高辻 正巳君 |
| 自治政務次官 | 鈴木 善幸君 |
| 自治庁次長 | 鈴木 俊一君 |
| 自治庁財政部長 | 武岡 憲一君 |
| 自治庁税務部長 | 後藤 博君 |
| 大蔵政務次官 | 愛知 揆一君 |
| 大蔵省主計局長 | 河野 一之君 |
| 同 | 主税局長 渡辺喜久造君 |
| 同 | 理財局長 石田 正君 |
| 同 | 銀行局長 河野 通一君 |
| 文部政務次官 | 廣瀬與兵衛君 |
| 文部省初等中等教育局長 | 田中 義男君 |
| 文部省大学学術局長 | 稲田 清助君 |
| 通商産業政務次官 | 小平 久雄君 |

- 通商産業省 中野 哲夫君
企業局長
特許庁長官 長村 貞一君
自治庁選挙部長 金丸 三郎君
同日内閣総理大臣から、内閣官房副長官江口見登留君外十八名(前掲議長承認の中自治庁選挙部長金丸三郎君を除く)を参議院緊急集会政府委員に任命した旨の通知を受領した。
- 議長(佐藤尚武君) これより本日の会議を開きます。
- 日程第一、不正競争防止法の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。
- 先ず委員長の報告を求めます。通商産業委員長結城安次君。
- 審査報告書
- 不正競争防止法の一部を改正する法律案
- 右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
- 昭和二十八年三月十八日
通商産業委員長 結城 安次
参議院議長佐藤尚武殿

昭和二十八年三月十九日 参議院緊急集会會議録第二号 議長の報告 会議 不正競争防止法の一部を改正する法律案

昭和二十八年三月十九日 参議院緊急集会會議録第二号 議事日程追加の件 国立学校設置法の二部を改正する法律案

多数意見者署名

木下 源吾 西田 隆男
境野 清雄 石川 清一
左藤 義詮 古池 信三
小松 正雄 栗山 良夫
重宗 雄三 小瀧 彬
松平 勇雄

要領書

一、委員会の決定の理由

貨物の原産地虚偽表示の防止に
関するマドリッド協定に加入する
に伴い、同協定に合せるため、不
正競争防止法の一部を改正して、
虚偽の原産地表示を付する行為に
ついて、その範囲を拡張すると
もに、ぶどう生産物の原産地の地
方的名称であつて普通名称となつ
ているものも取締の対象としよう
とするものであつて、適切な措置
と認める。

二、事件の利害得失

マドリッド協定加入に伴い、国
内法たる本法を改正することによ
り、わが国の貿易上、国際的信用
を増すことになる。

三、費用

この法律施行のため、別に費用
を要しない。

不正競争防止法の一部を改正する
法律案

右

参議院緊急集会に提出する。

昭和二十八年三月十八日

内閣総理大臣 吉田 茂

不正競争防止法の一部を改正す
る法律

不正競争防止法(昭和九年法律第
十四号)の一部を次のように改正す
る。

第一条第三号及び第四号中「商品
若ハ其ノ広告ニ」の下に「若ハ公衆ノ
知り得ベキ方法ヲ以テ取引上ノ書類
若ハ通信ニ」を加える。

第二条第一項第一号中「商品ノ普
通名称」の下に「(ぶどうヲ以テ生産
セラレタル物ノ原産地ノ地方的名称
ニシテ普通名称ト為リタルモノヲ除
ク)」を加える。

附則

この法律は、千九百十一年六月二
日にワシントンで、千九百二十五年
十一月六日にヘーグで、及び千九百
三十四年六月二日にロンドンで修正
された貨物の原産地虚偽表示の防止
に関する千八百九十一年四月十四日

のマドリッド協定への加入の効力発
生の日から施行する。

〔結城安次君登壇 拍手〕

〇結城安次君 只今、議題となりまし
た不正競争防止法の一部を改正する法
律案につきまして、通商産業委員会に
おける審議の経過並びに結果を簡単に
御報告申し上げます。

昨年四月発効いたしました平和条約
の宣言に従ひまして、我が国は、本年
四月二十八日までに、いわゆる貨物の
原産地の虚偽表示の防止に関するマド
リッド協定に加入することになつてお
ります。

そも、自由競争に立脚した経済の
健全且つ公正な運営は、国際信用を高
め、貿易を振興し、我が国経済再建の
原動力となるものでありまして、我が
国といたしましても、すでに去る昭和
二十五年、当時の不正競争防止法を大
幅に改正強化いたし、右協定の趣旨
は、おおむね織り込んでおるのであり
ますが、改めて協定を実施するに当り
ましては、若干の点につきましては、こ
なお不十分と思われましますので、こ
にこの法律案が提出された次第であり
ます。

本法律案は、僅かに不正競争防止法
の第一条及び第二条の二カ条に若干の

改正を施すだけのものでありまする
が、第一条の改正では、虚偽の原産地
表示を付する行為につきまして、その
範囲を取引上の書類若しくは通信にま
で拡充することにいたしました。第二
条の改正では、葡萄生産物の原産地の
地方的名称であつて普通名称となつて
おりますものにも、原産地の表示を
必要とすること、例えば、日本製のシ
ヤンペン、コニヤック等には、日本製
たることを表示しなければならんよう
にするものであります。

本委員会におきましては審議を慎重
に行ひ、熱心なる質疑応答が重ねられ
たのでありまするが、その詳細は速記
録に譲りたいと存じます。質疑を終つ
て討論に入り、自由党小瀧委員から、
本案に賛成する旨の意見開陳があり、
次いで採決いたしましたところ、全会
一致を以て、本法律案は原案通り可決
すべきものと決定いたしました次第であり
ます。

以上で報告を終ります。(拍手)

〇議長(佐藤尚武君) 別に御発言もな
ければ、これより本案の採決をいたし
ます。本案全部を問題に供します。本
案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

〇議長(佐藤尚武君) 終員起立と認め
ます。よつて本案は、全会一致を以て
可決せられました。

議事の都合により、これにて暫時休
憩いたします。

午前十時四十九分休憩

午後三時十三分開議

〇議長(佐藤尚武君) 休憩前に引続
き、これより会議を開きます。
参事に報告させます。

〔参事報告〕

本日委員長から左の報告書を提出し
た。

国立学校設置法の一部を改正する法
律案可決報告書

国会議員の選挙等の執行経費の基準
に関する法律の一部を改正する法律
案可決報告書

〇議長(佐藤尚武君) この際、日程に
追加して国立学校設置法の一部を改正
する法律案(内閣提出)を議題とするこ
とに御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

〇議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認
めます。まず委員長の報告を求めま
す。文部委員長若木勝蔵君。

審査報告書

国立学校設置法の一部を改正する
法律案

右多数をもつて可決すべきものと議
決した。

よつて多数意見者の署名を附し、要
領書を添えて、報告する。

昭和二十八年三月十九日

文部委員長 若木 勝藏

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

岡田 信次 川村 松助

白波瀬米吉 堀越 儀郎

山本 勇造 高橋 道男

西田 天香 矢嶋 三義

油井賢太郎 木内キヤウ

高田なほ子

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は昭和二十八年四月一日
から北海道大学等十二の国立大学
に大学院を設置し、又設置及び既
設学部 of 学年進行に伴い国立大学
に置かれる職員 of 定員を五二七名
増加しようとするものであつて本
委員会は、いづれも緊急集会にお
いて特に法的措置を講ずる必要を
るものと認めた。

二、事件の利害得失

国立大学に大学院を設置する等
により、わが国の学校教育の制度
の充実に寄与することができ。

三、費用

本法施行に伴う経費は年間約一
億六千八百万円必要とするが二ヶ
月分約二千八百万円は昭和二十八
年一般会計暫定予算中に既に計上
済みである。

国立学校設置法の一部を改正する
法律案

右
参議院緊急集会に提出する。

昭和二十八年三月十八日

内閣総理大臣 吉田 茂

国立学校設置法の一部を改正する
法律案

国立学校設置法の一部を改正す
る法律

国立学校設置法(昭和二十四年法
律第百五十号)の一部を次のように
改正する。

第三条の二を第三条の三とし、第
三条の次に次の一条を加える。

(大学院を置く大学)

第三条の二 左に掲げる国立大学
に、大学院を置く。

北海道大学

東北大学

東京大学

東京教育大学

東京工業大学

一橋大学

名古屋大学

京都大学

大阪大学

神戸大学

広島大学

九州大学

2 前項の国立大学の大学院に置く
研究科の名称及び課程は、政令で
定める。

別表第一を次のように改める。

別表第一

国立大学の名称	大学に置かれる職員の定員
北海道大学	二、四九四人
北海道学芸大学	七〇四人
室蘭工業大学	一五六人
小樽商科大学	一〇七人
帯広畜産大学	一四六人
弘前大学	八九四人
岩手大学	五七八人
東北大学	三、八四六人
秋田大学	四七八人
山形大学	六〇五人

福島大学	四一八人
茨城大学	六九三人
宇都宮大学	四四一人
群馬大学	九六三人
埼玉大学	三四二人
千葉大学	一、五二一人
東京大学	五、六八五人
東京医科大学	一、〇四七人
東京外国語大学	一一八人
東京学芸大学	九〇四人
東京農工大学	二九八人
東京芸術大学	二八八人

昭和二十八年三月十九日 参議院緊急集会會議録第二号 国立学校設置法の一部を改正する法律案

東京教育大学	一、一三七人
東京工業大学	九六〇人
お茶の水女子大学	三二二人
電気通信大学	一四五人
一橋大学	三十四人
東京水産大学	二九六人
横浜国立大学	六一三人
新潟大学	一、四五一一人
富山大学	四七六人
金沢大学	一、五九四一人
福井大学	三六〇人
山梨大学	三九五五人
信州大学	一、三一二三人
岐阜大学	五四六人
商船大学	二四〇人
静岡大学	七七六人
名古屋大学	一、九八一一人
愛知学芸大学	五五九人
名古屋工業大学	二五三人
三重大学	四五一一人
滋賀大学	二九五五人
京都大学	三、三〇二人
京都学芸大学	三一九人
京都工芸繊維大学	三三八人
大阪大学	一、六一七人

大阪外国語大学	一〇一人
大阪学芸大学	六四八人
神戸大学	九九五人
神戸商船大学	一〇一人
奈良学芸大学	二五一人
奈良女子大学	二二三人
和歌山大学	三〇八人
鳥取大学	八五一人
島根大学	三三六人
岡山大学	一、三八一人
広島大学	一、三三九人
山口大学	六八二人
徳島大学	九二三人
香川大学	三五七人
愛媛大学	五三五人
高知大学	三六五人
福岡学芸大学	四七六人
九州大学	二、八一三一人
九州工業大学	二二七人
佐賀大学	三三四人
長崎大学	一、一四三人
熊本大学	一、三八三人
大分大学	三四四人
宮崎大学	四六六人
鹿児島大学	八〇〇人

附則

1 この法律は、昭和二十八年四月一日から施行する。

2 行政機関職員定員法（昭和二十四年法律第二百六十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表文部省の項の定員の欄中「六二、六二一人」を「六三、四八八人」に、「六三、〇七一

人」を「六三、五九八人」に、同表同項の備考の欄中「六一、〇二二人」を「六一、五四八人」に、同表合計の項の定員の欄中「六八九、〇五四人」を「六八九、五八一人」に改める。

〔若木勝蔵君登壇、拍手〕

○若木勝蔵君 只今、議題となりました国立学校設置法の一部を改正する法律案につきまして、文部委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

この法案は、先に政府から第十五国会に提出され、審議未了となりました。国立学校設置法の一部を改正する法律案に揭げてありました事項のうち、最も緊急を要するものを特に取上げたいのであります。まず本案に盛り込まれた改正内容の骨子を申し上げます。

改正の第一点は、昭和二十八年四月一日から、十二の国立大学、即ち北海道

大学、東北大学、東京大学、東京教育大学、東京工業大学、一橋大学、名古屋大学、京都大学、大阪大学、神戸大学、広島大学及び九州大学に、それぞれ大学院を設置いたそうとするものであります。

改正の第二点は、昨年度以前に開設されました学部学科の学年の進行に伴う職員定員の増減及び大学院の開設による職員の定員増に伴いまして、国立学校の職員定員を改正いたそうとするものであります。さてこれらの改正内容は、いずれも本年四月一日におきまして、大学院へ進学いたすべき新制大学の卒業生及び学年進級をいたします学生について、その教育研究に支障なからしめるため、是非とも必要な措置でありますため、特に本緊急集会の御審議を願うというのが、本案の提案趣旨であります。

次に、委員会におきましての質疑応答の概要を申し上げますと、まず堀越委員から、今回開設される十二の大学院の学生定員についての質問がありました。のに対して、「約三千名の予定である」という答弁がありました。次に矢嶋委員から、「四月一日より開設さ

れる予定であつた学部或いは学科で、すでに入学試験を終つてゐる者等の新入学生は、今回の解散によつて処置に困ることにならないか」という質問がありました。政府の答弁によりますと、「次国会において予算及び関係法律が成立するまで、一応、既設の学部学科に入学させておくから、別に混乱は生じない」とのことでありました。

又「大学院は、将来すべての国立大学に設置するつもりであるか、或いは今回の措置のように、特定の大学にだけ大学院を設けるに止めるつもりか」という質問に対して、「他の国立大学については、先ず学部の充実に努め、その後において大学院の全国的配置等について考慮するつもりであり、それまでは、各大学の卒業生を今回開設する大学院へ入学させるようにいたしました」との答弁がありました。次に「最近、大学設置審議会が大学院の設置に際して、教授の資格判定にまで立入つてゐるという批判が起つてゐるが、これは不当であり、又大学自治の侵害にもなるのではないか」という質問に対して、「大学設置審議会は、教授の資格調査によつて、或る大学が、大学院を設置し得る教授組織を持つてゐるかどうかを審査するだけである」とい

う答弁がありました。更に「大学院の学生定員が約三千名に過ぎないことは、旧制大学の卒業生が約一万二千名であつたのに比べて著しく少ないから、このため日本の教育文化の低下を来たすのではないか」との質問がありました。これに対し、政府から、「大学院の入学志望者の実数がまだ把握されていない実情にある」との答弁がありました。

次に、「大学院の開設に伴う施設整備費或いは国立学校運営費等について、予算の面でどのような措置がされてゐるか。又そのための定員増が少きにすぎるとはならないか」との質問があり、当局より「大学院においては学部の人員施設を共用するのであつて、施設整備のために特別の措置をしなくても、大学院を開設し得る」旨の答弁がありました。次いで岩間委員より、大学院学生に対する奨学方法について質問がありました。これに対し、「新制の大学院においては、全学生の約二〇％に対して一人当り一カ月四千円の奨学金を貸与する予定である」旨の答弁がございました。かくて質疑を終了いたしました。討論に入りましたが、先ず堀越委員から、「今回開設される大学院の定員は、三千名というようにあまり厳格に制限しない

で、できるだけ多数の学生を収容して、門戸開放に努められたい」との希望を附して賛成の意見を述べられ、矢嶋委員は「本法案の内容はいずれも緊急措置の必要あることを認めるが、学校教育法に規定する大学院の目的を十分に生かし、又広く門戸開放に努め、従来の旧制大学の大学院のように、特権階級の独占物とならないよう教育の機会均等を生かすため、今後政府において十分適当な措置を講ぜられたい」との旨を述べて、賛成意見の開陳があり、岩間委員は「本法案のように大学院の開設を含むものを緊急集会に提案せざるを得なかつたことは、政府の重大な責任であり、又大学院の設置審議に当る大学設置審議会の構成が、余りに官僚的であり、更に大学院そのものの財政的裏付けは甚だしく不十分であり、要するに本法案に対しては反対せざるを得ない」との意見が述べられました。かくて採決に入りまして、結局委員会は、本法案を多数を以て可決すべきものと決定いたしました。

（拍手）

○議長（佐藤尚武君） 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたし

第四條第三項中「千五百三十四円」を「千八百三十六円」に、「千三百三十六円」を「千六百円」に、「千百二十円」を「千三百四十二円」に改める。

第五條第一項の表を次のように改める。

開票 区 の 選 挙 人 数	区	市	町	村
五千人未満	五、三九二円	四、九九二円	三、七九六円	
二千人未満	六、三二四	五、八二八	四、二六八	
三千人未満	八、七三六	七、九九二	五、六五二	
五千人未満	一一、四四〇	一〇、四六四	七、五八八	
一万人未満	一四、八六八	一三、五八四	九、八三八	
一万人以上	一九、二〇七	一七、四八一	一二、四六〇	
一万五千人未満	二二、四九〇	二〇、五一〇	一四、九〇四	
二万人未満	二五、八七六	二三、五六八	一七、〇六二	
三万人以上	三三、六二四	二九、七二二	二二、六七二	

第五條第二項の表を次のように改める。

開票 区 の 選 挙 人 数	区	市	町	村
五千人未満	一五、七二四	一三、六六二	七、六三二	
二千人未満	一三、三八六	一一、六三八	六、五七二	
一万五千人未満	一一、六四〇	一〇、一二〇	五、七二四	
一万人以上	一〇、七六七	九、三六一	五、三〇〇	
五千人未満	八、一四八	七、〇八四	四、〇二八	
三千人未満	六、四〇二	五、五六六	三、一八〇	
二千人未満	五、二三八	四、五五四	二、五四四	
一千人未満	三、四九二	三、〇三六	一、六九六	
一千人以上	二、九一〇円	二、五三〇円	一、四八四円	

第五條第三項の表を次のように改める。

開票区 の 選 挙 人 数	開票日 (土曜日を 含むもの とする。)	又休日 (土曜日を 含むもの とする。)	又休日 (土曜日を 含むもの とする。)	又休日 (土曜日を 含むもの とする。)
五千人未満	八、一四八	七、〇八四	六、五七二	五、三〇〇
三千人未満	六、四〇二	五、五六六	四、五五四	三、一八〇
二千人未満	五、二三八	四、五五四	三、〇三六	一、六九六
一千人未満	三、四九二	三、〇三六	二、五三〇	一、四八四
一千人以上	二、九一〇円	二、五三〇円	二、四八四円	二、三三八

昭和二十八年三月十九日 参議院緊急集会議録第二号 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案

選挙区 の選挙人数	区	市	町	村
一万人以上	一〇七七	九六六	八五一	五〇〇〇
一万五千人以上	一〇七七	九六六	八五一	五〇〇〇
二万人以上	一〇七七	九六六	八五一	五〇〇〇
二万人以上	一〇七七	九六六	八五一	五〇〇〇
三万人以上	一〇七七	九六六	八五一	五〇〇〇

第五條第四項の表を次のように改める。

選挙区 の選挙人数	区	市	町	村
一万人以上	一〇七七	九六六	八五一	五〇〇〇
一万五千人以上	一〇七七	九六六	八五一	五〇〇〇
二万人以上	一〇七七	九六六	八五一	五〇〇〇
二万人以上	一〇七七	九六六	八五一	五〇〇〇
三万人以上	一〇七七	九六六	八五一	五〇〇〇

第六條第一項中「十二万五千六百四十八円を「十二万七千七百三十一円」に改め、同条第二項中「五十四万八千六百二十六円」を「五十五万二千九百四十七円」に改める。
第六條第三項の表を次のように改める。

選挙区 又は選挙分会	区	市	町	村
選挙会又は選挙分会が 開かれる地	一四、五二九円	一二、六六一円		
参議院議員選挙会及び参 議院全国選出議員選挙分会	三二、一六〇	二八、〇二七		

第七條第一項の表を次のように改める。

選挙区 の選挙人数	都道府 県の世帯数	地域又 は候補 者数	参議院議員選挙 又は参議院地方 選出議員選挙	参議院全国選出議員選挙
(一) 二十万未満	円	七〇	七〇	七〇
(二) 三十万未満	円	七〇	七〇	七〇
(三) 四十万未満	円	七〇	七〇	七〇
(四) 五十万未満	円	七〇	七〇	七〇
(五) 六十万未満	円	七〇	七〇	七〇
(六) 七十万未満	円	七〇	七〇	七〇
(七) 八十万以上	円	七〇	七〇	七〇

第九條第一項の表を次のように改める。

演説会 の施設 の坪数	開催 の日	区	市	町	村
五十坪未満	午前八時から午後五時までの間	四〇円	四〇円	四〇円	四〇円
	午後五時から翌午前八時までの間	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円

昭和二十八年三月十九日 参議院緊急集会會議録第二号 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案

第十三条第三項第一号から第六号までを次のように改める。
一 都道府県

選挙人の数	金額
五十万人未満	一、八〇〇円
五十万人以上 一百万人未満	二、〇〇〇円
一百万人以上 二百五十万人未満	二、六〇〇円
二百五十万人以上 五百万人未満	三、二〇〇円
五百万人以上 一千万人未満	三、八〇〇円
一千万人以上 二千万人未満	四、四〇〇円
二千万人以上 三千万人未満	五、〇〇〇円
三千万人以上 四千万人未満	五、六〇〇円
四千万人以上 五千万人未満	六、二〇〇円
五千万人以上 六千万人未満	六、八〇〇円
六千万人以上 七千万人未満	七、四〇〇円
七千万人以上 八千万人未満	八、〇〇〇円
八千万人以上 九千万人未満	八、六〇〇円
九千万人以上 一千万人未満	九、二〇〇円
一千万人以上	九、八〇〇円

二 都道府県の支庁又は地方事務所
三 大都市
四 区
五 市

〔菊田七平君登壇、拍手〕

○菊田七平君 只今議題となりました国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案について、地方行政委員会の審議の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

御承知のごとく国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律は、国がその経費を負担することになっております。国会議員の選挙等の適正且つ円滑なる執行を確保するために、都道府県及び市区町村に交付する選挙執行経費の基準を定める目的を以て制定されたものであります。昨年末公務員の給与基準が改訂されたに伴いまして、今回法律の一部を改正して、投

票、開票、選挙会その他選挙事務に携わる都道府県及び市区町村吏員に支給される超過勤務手当額を増額せんとするものであります。その増加総額は、衆議院議員の総選挙については六千二百三十三万六千二百六十二万六千二百六十二円、参議院議員の通常選挙については五千七百六十二万六千二百六十二円と相成る計算であります。なお近く執行を予定されております衆議院議員総選挙及び参議院議員通常選挙の執行経費は、総額二十八億八千九百五十万六千二百六十二円、そのうち地方公共団体に交付する基準経費の総額は、二十六億二千九百九十九万六千二百六十二円と相成っております。

地方行政委員会においては、三月十八日、政府当局より提案理由の説明を聞いたのち、慎重に審査を重ねました

が、その詳細は速記録によつて御承知頂きたいと存じます。

かくて三月十九日討論に入り採決の結果、全会一致を以て、本法案はこれを原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認めます。よつて本案は、全会一致を以て可決せられました。

次会は、明日午前十時より開会いたします。議事日程は決定次第、公報を

選挙人の数	金額
三万人未満	一、三八〇円
三万人以上 五万人未満	二、三〇〇円
五万人以上 十万人未満	四、六〇〇円
十万人以上 十五万人未満	六、九〇〇円
十五万人以上	六、九〇〇円

選挙人の数	金額
一人未満	一円
一人以上 二千人未満	一円
二千人以上 三千人未満	一円
三千人以上 五千人未満	二円
五千人以上 一万人未満	二円
一万人以上 二万人未満	二円
二万人以上	二円

第十七条第二項中「二十八万一千三百四十三円」を「二十八万四千八百八十九円」に改め、同条第三項中「二七、一九五」を「三二、一六〇」に、「一六、五七六」を「一九、八四五」に、「二三、七〇六」を「二八、〇二七」に、「二四、四四八」を「二七、二九四」に改める。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

以て御通知いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後三時二十五分散会

○本日の会議に付した事件

- 一、日程第一 不正競争防止法の一部を改正する法律案
- 一、国立学校設置法の一部を改正する法律案
- 一、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案

出席者は左の通り。

議長	佐藤 尚武君
副議長	三木 治朗君
議員	池田 七郎兵衛君
館	松平 勇雄君
	哲二君
	高橋 道男君

高木 正夫君	杉山 昌作君
楠見 義男君	河井 彌八君
加藤 正人君	片柳 眞吉君
柏木 庫治君	加賀 操君
奥 むねお君	岡部 常君
伊藤 保平君	石黒 忠篤君
飯島 通次郎君	赤木 正雄君
結城 安次君	山本 勇造君
村上 義一君	森 八三二君
三浦 辰雄君	溝口 三郎君
前田 穰君	堀越 儀郎君
藤森 眞治君	波多野 林一君
西田 天香君	中山 福蔵君
田村 文吉君	小林 政夫君
小宮山 常吉君	園 伊能君
池田 七郎兵衛君	郡 祐一君
松平 勇雄君	岡田 信次君

加藤 武徳君	城 義臣君	矢嶋 三義君	若木 勝藏君
植竹 春彦君	山本 米治君	田中 一君	小林 亦治君
古池 信三君	小杉 繁安君	三橋 八次郎君	中田 吉雄君
青山 正一君	石川 榮一君	菊川 孝夫君	小松 正雄君
木村 守江君	西山 亀七君	加藤 シヅエ君	相馬 助治君
大谷 豊潤君	仁田 竹一君	内村 清次君	栗山 良夫君
草葉 隆圓君	左藤 義詮君	小笠原 三男君	山田 節男君
黒田 英雄君	中川 以良君	棚橋 小虎君	上條 愛一君
川村 松助君	寺尾 豊君	須藤 五郎君	岩間 正男君
山田 佐一君	中山 壽彦君	水橋 藤作君	木村 禧八郎君
大野 木秀次郎君	入交 太藏君	千田 正君	深川 タマエ君
宮本 邦彦君	平井 太郎君	三好 始君	林屋 龜次郎君
秋山 俊一郎君	石村 幸作君	菊田 七平君	東 隆君
藤野 繁雄君	長谷山 行毅君	堀木 鎌三君	松浦 清一君
高橋 進太郎君	滝井 治三郎君	村尾 重雄君	松浦 定義君
堀 末治君	油井 賢太郎君	岩男 仁藏君	木内 キヤウ君
安井 謙君	長島 銀藏君	西田 隆男君	曾根 益君
小瀧 彬君	上原 正吉君	有馬 英二君	一松 定吉君
竹中 七郎君	小川 久義君	松原 一彦君	谷口 弥三郎君
池田 宇右衛門君	愛知 揆一君	大隈 信幸君	境野 清雄君
北村 一男君	白波 瀧米吉君	國務大臣	
石原 幹市郎君	島津 忠彦君	文部大臣	岡野 清豪君
泉山 三六君	横尾 龍君	國務大臣	緒方 竹虎君
石坂 豊一君	中川 幸平君	國務大臣	大野 木秀次郎君
九鬼 紋十郎君	成瀬 幡治君	國務大臣	林屋 龜次郎君
重盛 壽治君	吉川 末次郎君	國務大臣	本多 市郎君
森崎 隆君	三輪 貞治君		
原 虎一君	小泉 秀吉君		
伊藤 修君	藤原 道子君		

昭和二十八年三月十九日 参議院緊急集会會議録第二号